

国道利第14号
国道保第15号
国道交安第44号
平成27年12月25日

各都道府県担当部長 殿
各指定市担当局長 殿

国土交通省道路局
路政課長
国道・防災課長
環境安全課長

道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて

標記につきましては、各地方整備局等あてに別紙のとおり通知しましたので、本通知を参考に、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。

国道利第13号
国道保第14号
国道交安第43号
平成27年12月25日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局開発建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局
路政課長
国道・防災課長
環境安全課長

道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて

道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号。以下「改正法」という。）が、平成25年6月5日に公布され、同年9月2日から施行された。

本改正により、道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合において、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができることとなったが、このたび、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画において指定される緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）における具体的な運用方法等を定めたことから、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 道路法第37条の改正趣旨

災害が発生した場合において緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところである。

このため、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第36条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができるよう措置されたものである。

2 当面の対象物件に関する運用方針

道路上に設置されている電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）については、地震等の災害が発生した場合に、これらが倒壊することにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすおそれが高いことから、改正法第37条第1項に基づき、区域を指定して道路上における電柱による占用を禁止することとする。

3 具体の運用方法

(1) 電柱による占用を禁止する道路の区域

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために道路管理者が道路上における電柱による占用を禁止することが特に必要と判断した道路の区域として、平成28年より、緊急輸送道路について道路上における電柱による占用を禁止することとする。

(2) 既存の電柱の取扱い

電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱については、当面の間、占用を認めることとする。当該電柱の更新・移設についても、当面の間、認めることとする。

なお、法第71条第2項に基づく監督処分により移設される電柱の占用は認めない。

(3) 電柱による占用を禁止する道路の区域における例外

以下の①、②の場合であって、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、仮設の電柱の設置を認めることとする。（原則2年間）

① 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合

② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合

ここで、「直ちに道路区域外に用地の確保ができない」場合とは、電柱を設置するために必要な用地の使用について、直ちに用地の所有者の了解が得られないと認められる場合（②の場合にあっては、用地の所有者が、新たに電力・通信サービスの供給を望む者との同一の場合を除くこととし、用地の所有者との全ての交渉記録等を要することとする。）、又は、物理的に電柱を設置する場所が道路区域の他に存在しないと認められる場合とする。

また、仮設の電柱を設置した場合において、占用期間の延長は認めないこととする。ただし、電線類の地中化工事を実施する場合であって、工事始期又は事業予定年次が明確であるときは、当該工事の完了までの間、占用期間の延長を認めることができる。

なお、上記によらない場合であって、仮設の電柱を設置する必要性が生じた、又は仮設の電柱の占用期間を延長する必要性が生じたことにより、電気事業者、電気通信事業者等が占用許可申請を行おうとする、又は行ったときには、道路管理者は、国土交通省道路局路政課に相談することとする。

(4) 警察署長協議

占用を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第2項に基づき、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に当該道路の占用を禁止し、又は制限する理由及び区域について協議しなければならない。禁止又は

制限を解除しようとする場合も同様である。

(5) 占用の禁止又は制限の公示

占有を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第3項に基づき、あらかじめその旨を公示しなければならない。このとき、ホームページに掲載するなどの適切な方法により周知を図ることとする。

なお、区域の指定を解除しようとする場合においても同様に周知を図ることとする。

4 その他

- (1) 電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会を活用するなどして、あらかじめ関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取することとする。
- (2) 都道府県又は市町村が法第37条第1項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る電線共同溝の占有予定者（同法第5条第2項に規定する電線共同溝の占有予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、電線敷設工事資金貸付金の活用が可能であることから、当該貸付金の活用を希望する場合は、国土交通省道路局環境安全課に相談することとする。
- (3) 無電柱化事業を実施するにあたっては、電柱による占有を禁止された道路区域においても同様に、新たな無電柱化推進計画が策定されるまでは、現行の「無電柱化に係るガイドライン」（平成22年2月策定）に基づき、あらかじめ地方ブロック無電柱化協議会における合意を得ることとする。
- (4) 緊急輸送道路について電柱による占有を禁止することに鑑み、電気事業者又は電気通信事業者以外の者が、緊急輸送道路に電柱に類する柱状の物件を設置しようとする場合には、災害が発生した場合における当該物件の倒壊のおそれ等を踏まえて占有許可の可否を判断すること。

事務連絡
平成27年12月25日

各都道府県担当課長 殿
各指定市担当課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室課長補佐
国道・防災課課長補佐
環境安全課課長補佐

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」
の運用と解説について

標記について、別紙のとおり各地方整備局等あて通知しましたので、参考までに送付
します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この
旨通知願います。

別 紙

事 務 連 絡

平成27年12月25日

各地方整備局道路部 路政課長 殿
道路管理課長 殿
北海道開発局建設部 建設行政課課長補佐 殿
道路維持課課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部 建設行政課長 殿
道路管理課長 殿

国土交通省道路局

路政課道路利用調整室課長補佐

国道・防災課課長補佐

環境安全課課長補佐

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」
の運用と解説について

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」（平成27年12月25日付け国道利第13号、国道保第14号、国道交安第43号。以下「通達」という。）により、緊急輸送道路における電柱による占用の禁止の取扱いについて定められたが、さらに、その運用と解説を別紙のとおり定めたので、事務処理に当たって留意されたい。

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」の運用と解説

1 既存の電柱の取扱い

既存の電柱について「当面の間」としているのは、道路法令上、電柱による道路の占用を継続するためには、10年ごとに占用許可を更新する必要がある、現在の許可期間を超える占用許可を保障するものではないことを明らかにするためである。

なお、既存の電柱について、占用許可の更新を行うことは否定されない。

また、「当面の間」は特定の期間を意図するものではなく、通達3（3）にある「原則2年間」とは無関係である。

2 支線柱等の取扱い

電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱又は支線柱の設置については、本運用の対象外とする。

3 仮設の電柱の取扱い

（1）仮設電柱の設置の例外規定

通達に明示したもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）第71条第2項の各号に該当する場合の電柱の移設等が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがあることから、新たな電柱の設置が必要な場合は、通達3（3）の仮設電柱の設置の例外規定に準ずるものとする。

（2）仮設電柱の占用期間の延長

通達3（3）にある「占用期間の延長を認めないこととする」とは、あくまでも「仮設」であることを踏まえた措置である。

一方、通達3（3）にある「原則2年間」とは、一般的に2年以内のことをいうが、通算で2年以上となる場合は、通達に明示したもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 仮設電柱の占用期間の延長の取扱いに関しては、占用者からの申出があり、真にやむを得ないと認められる場合のみ、占用期間の延長を認めることとする。

イ ここで、真にやむを得ない場合の一例としては、用地の所有者に対して、精力的な交渉が行われたにもかかわらず、引き続き用地の所有者の了解が得られない場合をいう。

（3）その他

上記（1）、（2）以外に、仮設電柱の設置、又は仮設電柱の占用期間の延長が必要な場合が生じたときは、国土交通省道路局路政課へ相談することとする。

道環第256号
平成27年9月15日

各県土整備事務所長 様

道路環境課長
(公印省略)

無電柱化の効果の早期発現について（周知）

国土交通省から、別添のとおり通知がありましたので、周知します。
電線共同溝事業にあたっては、引き続き、電線管理者と計画的な協議をお願いします。

道路環境課 防災担当 加藤、田中
電話 048-830-5107
mail:a5090-08@pref.saitama.lg.jp



国 道 利 第 5 号
 国 道 保 第 1 0 号
 国 道 交 安 第 3 0 号
 平 成 2 7 年 8 月 2 8 日

埼玉県 無電柱化担当部長 殿

国土交通省 道路局 路 政 課

国道・防災課

環境安全課



無電柱化の効果の早期発現に関するお願いについて

無電柱化は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興を目的として推進しており、事業の実施にあたっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民）が協力して実施する必要があります。

さて、昨年度、会計検査院の实地検査において、電線共同溝整備完了箇所の電線及び電柱の撤去がなされていなかったことから、無電柱化の効果をも早期に発現させるよう求められたところです。

電線共同溝事業は、電線及び電柱が地中化されることにより、その効果を発現するものであり、今後の整備にあたっては、道路管理者が責任を持って工事着手前の事前協議・調整に関わるとともに、引き続き、電線共同溝完了時に電線及び電柱が速やかに撤去されるよう電線管理者への要請をお願いいたします。また、今後の無電柱化の推進にあたっては、各地方整備局等あてに通知しました別紙を参考に、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令市を除く。）あてにこの旨通知いただきますようお願いいたします。



別紙

国 道 利 第 4 号
国 道 保 第 9 号
国 道 交 安 第 2 9 号
平 成 2 7 年 8 月 2 8 日

関東地方整備局道路部長 殿

国土交通省 道路局 路政課



国道・防災課



環境安全課



無電柱化の効果の早期発現について

無電柱化は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興を目的として推進しており、事業の実施にあたっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民）が協力して実施する必要がある。

さて、昨年度、会計検査院の現地検査において、電線共同溝整備完了箇所の電線及び電柱の撤去がなされていなかったことから、無電柱化の効果を早期に発現させるよう求められたところである。電線共同溝事業は、電線及び電柱が地中化されることにより、その効果を発現するものであり、今後の整備にあたっては、道路管理者が責任を持って工事着手前の事前協議・調整に関わるとともに、引き続き、電線共同溝完了時に電線及び電柱が速やかに撤去されるよう電線管理者に要請されたい。また、今後の無電柱化の推進にあたっては、下記事項に留意し適切に対応されたい。

記

1. 占用許可の申請について

電線共同溝の占用を希望する者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、占用許可を道路管理者に申請することができることとされている。占用許可の申請にあたっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（平成7年建設省令第17号）第1条第1項第3号及び「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」（平成8年2月20日付け建設省道政発第28号建設省道路局路政課長通達）により、占用許可申請書に添付する敷設計画書に、電線共同溝に電線を敷設する予定期間を明記させることとしているが、電線及び電柱の撤去予定時期は明らかになっていなかったことから、無電柱化の効果を早期に発現させるため、平成27年9月1日以降、占用許可申請書に添付する敷設計画書に、電線及び電柱の撤去完了予定時期を明記させること。

2. 電線共同溝整備計画の策定等について

電線共同溝の建設にあたっては、法第5条第2項の規定により、道路管理者は電線共同溝整備計画（以下「整備計画」という。）を定めることができることとされている。整備計画の策定にあたっては、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」（平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通達）により、「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」として、「各占用予定者の電線の敷設予定時期等」を定めることとしているが、電線及び電柱の撤去予定時期は明らかになっていなかったことから、無電柱化の効果を早期に発現させるため、平成27年9月1日以降、整備計画策定時において、「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」に、電線及び電柱の撤去予定時期も定めること。

また、計画的な無電柱化の推進を図るため、必要に応じ関係自治体等の占用予定者以外からも意見を聴取し、地域の実情を踏まえた整備計画の策定、又は整備計画の見直しを行うこと。

3. 電線及び電柱の速やかな撤去について

道路管理者は、計画的な無電柱化の推進を図るため、「残置電柱等の撤去促進会議（仮称）」を開催するとともに、電線管理者と連携し、電線及び電柱撤去の進捗状況を少なくとも年に一度確認すること。予定どおり撤去されていない場合は、引き続き、電線管理者に早期撤去を要請すること。

4. 電線及び電柱の撤去予定時期等の公表について

各道路管理者において、電線及び電柱の所有者、撤去予定本数、撤去予定時期をホームページ等で原則公表することにより、無電柱化の効果の早期発現への理解と協力を求めること。また、毎年度、電柱の所有者ごとに電線及び電柱撤去の進捗状況をホームページで原則公表すること。

事務連絡
平成27年3月31日

北海道開発局	建設部	道路維持課課長補佐	殿
		地方整備課課長補佐	殿
各地方整備局	道路部	道路管理課長	殿
		地域道路課長	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	道路管理課長	殿
		道路建設課長	殿

道路局	国道・防災課	道路保全企画室	課長補佐
	環境安全課		課長補佐

電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について

今般の会計検査院の实地検査において、電線共同溝の管路敷設工事における余堀幅について、経済的なものとなるよう検討を十分に行い、設計に反映させること及び電線共同溝において占用予定者が負担すべき電線用の柵の設置費用については、費用負担通知等に沿って適切に処理することとの指摘を受けたところである。

余堀幅については、経済的なものとなるよう検討を十分に行い、設計に反映されたい。また、検討結果について、貴管内の道路管理者あて周知されたい。

また、占用予定者の電線用の柵の設置費用は、「電線共同溝整備に係る建設負担金について」（平成16年4月14日付け地方道・環境課課長補佐事務連絡）及び「同時整備に係る建設負担金について」（平成23年10月19日付け環境安全課道路交通安全対策室企画専門官事務連絡）で定める「追加的設備に要する費用」に該当し、占用予定者がその設置費用を負担することとしていることから、道路管理者が負担することのないよう、適切に処理されたい。なお、貴管内の道路管理者あて、この旨周知されたい。

【事務連絡】電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について

事務連絡
平成27年4月30日

関東地方ブロック無電柱化協議会
都県政令市 ご担当者様

国土交通省 関東地方整備局 道路部 地域道路課長
道路管理課長

電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の

結果を踏まえた対応について

今般の会計検査院の实地検査において、電線共同溝の管路敷設工事における余堀幅について、経済的なものとなるよう検討を十分に行い、設計に反映させること及び電線共同溝において占用予定者が負担すべき電線用の柵の設置費用については、費用負担通知等に沿って適切に処理することとの指摘を受けたところです。

余堀幅については、経済的なものとなるよう検討を十分に行い、設計に反映頂きますようお願い申し上げます。

また、占用予定者の電線用の柵の設置費用は、「電線共同溝整備に係る建設負担金について」（平成16年4月14日付け地方道・環境課課長補佐事務連絡）及び「同時整備に係る建設負担金について」（平成23年10月19日付け環境安全課道路交通安全対策室企画専門官事務連絡）で定める「追加的設備に要する費用」に該当し、占用予定者がその設置費用を負担する事としていることから、道路管理者が負担することのないよう、適切に処理して頂きますようお願い申し上げます。

以上

【参考資料】電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について

■平成26年8月「实地検査の結果について」(国交省←会計検査院)【抜粋】

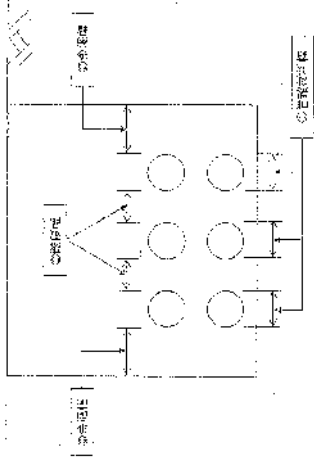
電線共同溝事業の実施状況等について

・管路敷設工事における余堀幅の設定

電線共同溝の管路敷設工事は、主として開削工法により電線を収容するための管路を敷設するもので、バックホウで道路を溝型に掘削して、必要に応じて土留めを行い、その溝に管路を敷設して、最後に溝を土砂等により埋め戻すなどして復旧するものである。

このうち掘削作業における掘削幅については、各協議会が制定している整備マニュアル等に準拠して、①管路の外径に管路の条数を乗じた管路材料幅、②管路と管路の離隔幅のほか、③掘削後の管路敷設工事の作業スペースを確保するために必要な溝の両側の側面から管路の外面までの余堀幅を考慮して設定している。(図参照)

(図) 管路敷設工事における掘削断面概念図



検査の結果

・管路敷設工事における余堀幅の設定

電線共同溝の設置工事を実施した78事業主体の736工事に係る管路敷設工事における余堀幅の設定についてみると、75事業主体の682工事では、片側の余堀幅をそれぞれ200mmとして設定している一方、9事業主体の68工事では、片側の余堀幅をそれぞれ300mm、400mm又は500mmとして設定し、これにより設計していた。

9事業主体によると、これらの余堀幅を設定したのは、設計に当たって準備した整備マニュアル等に示されていた余堀幅をそのまま適用したこと、各事業主体が定めた土木工事数量算出要領等に基づく側溝等を設置する際の余堀幅を採用したこと、土留め工を行った際にこの余堀幅より狭いと施工が難しいと判断したことなどによるものであるとしている。

しかし、前記の9事業主体が上記のように片側の余堀幅をそれぞれ300mm、400mm又は500mmとして設定したことについては、次のことから適切でないと思われる。

- ①整備マニュアル等は、一般的な掘削の考え方として示されているもので、実際の施工に当たっては、実際の施工に当たっては、工事中の道路幅員を最大限確保するために、管路を敷設するための作業スペースとして最小必要幅を確保すれば足りるのに、その検討がなされていないこと。
- ②側溝等を設置する場合は、埋め戻し工の締め付けには、小型の振動式締め付け機械であるタンパによる施工を前提としていることから、タンパの締め付け幅を確保しているのに対し、電線共同溝の場合は、1つの溝の中に管路を多条設置することなどから、埋戻し工の締め付けについては、水をまいて締め固める水締め工法による施工であることから、タンパによる施工より少ない作業スペースで足りること。
- ③片側の余堀幅をそれぞれ200mmとして設定していた他の事業主体の前記の682工事では、工事中の道路幅員を最大限確保することとしており、これらの施工の実績を確認したところ、土留め工を行っているにもかかわらず、施工性に支障が生じていない状況となっていたこと。

したがって、前記の9事業主体の68工事は、管路敷設工事の余堀幅について、現場条件等を考慮した上で、より経済的なものとなるよう十分な検討を行って、その結果を基に余堀幅を設定し、これを設計に反映する必要があると認められる。

【参考資料】電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について

■平成26年8月「实地検査の結果について」(国交省←会計検査院)【抜粋】

電線共同溝事業の実施状況等について

・占用予定者の建設負担金

電共法によると、占用予定者は、電線共同溝の整備に要する費用のうち、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)で定めるところにより算出した建設負担金を負担しなければならないこととされている。

政令によれば、建設負担金については、電線共同溝の整備によって占用予定者が電線が電線を当該電線共同溝を整備する道路の地下に自ら設置する必要があることからその不要となる分に係る道路の掘削、埋戻し等に要する費用の額(以下「掘削埋戻し費用等」という。)とされ、当該電線を当該電線共同溝に入溝することにより、占用予定者に追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額

(以下「追加的な設備の設置費用」という。)を控除した額とされている。

そして、貴省は、16年4月に、「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平成16年国道路環第5号、国道利第14号。以下「費用負担通知」という。)等を発し、建設負担金の額については、政令に基づいて算出した標準単価により算定するものとし、電線の入溝に伴って必要な追加的な設備を占用予定者が全て設置し、その設置費用を負担する前提で、標準単価については、①掘削埋戻し費用等663千円/条・kmから②追加的な設備の設置費用158千円/条・kmを控除した額505千円/条・kmとして設定している(図表参照)。なお、道路の拡幅工事等と同時に整備する場合の標準単価は21千円/条・kmとなっている。

建設負担金	標準単価	追加的な設備の設置費用
321千円/条・km	300千円/条・km	158千円/条・km
建設負担金	標準単価	追加的な設備の設置費用
163千円/条・km	300千円/条・km	158千円/条・km

(図表)建設負担金の額の算定の概念図

検査の結果

・追加的な設備の設置費用負担

電線共同溝の設置工事を実施した78事業主体の736工事に係る電線の入溝に伴って必要な追加的な設備の設置状況等についてみると、8事業主体の31工事では、電線共同溝の設置工事の際に、占用予定者の要望等により特殊部の内部に追加的な設備として占用予定者の電線用の柵を計4,561個設置し、その費用を負担している一方で、一律に標準単価に基づいて建設負担金の額を算定して占用予定者から徴収していた。

しかし、占用予定者の電線用の柵の設置費用は政令で定める追加的な設備の設置費用に該当し、標準単価を定める費用負担通知等によると、電線の入溝に伴って必要な追加的な設備は、占用予定者が全て設置しその設置費用を負担することを前提としていることから前記の図表に示すように、標準単価の算出に当たっては、追加的な設備の設置費用は控除されている。このため、事業主体が電線用の柵の設置費用を負担し、かつ、標準単価に基づいて算定した建設負担金を占用予定者から徴収すると、標準単価において占用予定者が負担する前提で控除されている追加的な設備の設置費用を事業主体が負担することとなる。

したがって、電線用の柵の設置費用については、本来占用予定者が自ら設置しその設置費用を負担すべきものであり、上記のように事業主体が設置した場合にはその費用を占用予定者に求める必要があると認められ、費用負担通知等に沿って処理していなかった事態は適切でないと認められる。

【参考資料】電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について

事務連絡
平成16年4月14日

北海道開発局建設部道路維持課長 殿
地方整備局道路部道路管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部道路管理課長 殿

国土交通省 道路局 地方道・環境課
課長補佐 齋藤 博之

電線共同溝整備に係る建設負担金について

電線共同溝の整備に係る建設負担金の取り扱いについては、「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取り扱い等について」（平成16年4月14日付け国道路政発第14号、国道地環発第5号）にて通知したところであるが、標準単価については、下記の通り取り扱われた。

記

標準単価については、別紙の通り算定した505(千円/条・km)とする。

別紙

建設負担金に係る標準単価算定の考え方

1. 標準断面の設定
実績調査の結果得られた事業者毎の平均的な条数に基づき、事業者毎に標準断面を設定したうえで、その断面に基づき工事費を積算(平成15年度土木積算単価による)

2. 標準単価の算定
1) 初年度埋設工事費
事業者毎に積算した工事費を平均し、標準的な初年度埋設工事費を算出(引込管、連系管路を含む)
 $549 \text{ (千円/条} \cdot \text{km)} \cdot \cdot \cdot \cdot \text{(a)}$

2) 再掘削工事費
初年度埋設工事費を用いて25年後の再掘削工事費を算出(割引率6.5%)
 $549 / (1 + 0.065)^{25} = 114$
 $114 \text{ (千円/条} \cdot \text{km)} \cdot \cdot \cdot \cdot \text{(b)}$

3) 追加的設備に要する費用
実績調査より初年度埋設工事費の約3割に相当する額
 $158 \text{ (千円/条} \cdot \text{km)} \cdot \cdot \cdot \cdot \text{(c)}$

4) 標準単価
初年度埋設工事費と再掘削工事費の和から追加的設備に要する費用を減ずることにより建設負担金の標準単価を算定
 $(a) + (b) - (c) = 505 \text{ (千円/条} \cdot \text{km)}$

【参考資料】電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について

北海道開発局建設部 地方整備課地域事業管理官 殿 道路維持課長補佐 殿 各地方整備局道路部 殿 地域道路課長 殿 道路管理課長 殿 内閣府沖縄総合事務局開発建設部 殿 道路建設課長 殿 道路管理課長 殿	事務連絡 平成23年10月19日
国土交通省道路局 環境安全課道路交通安全対策室 企画専門官 吉田秀範	
	同時整備に係る建設負担金について
	標記については、「軒下・裏配線方式及び同時整備について」（平成22年2月24日付事務連絡）同時整備に係る補足事項4.により通知しているところですが、別添の通り補足いたします。 貴管内地方公共団体に対しても周知方お願いいたします。

	同時整備に係る建設負担金の標準単価算定の考え方
1. 標準断面の設定 調査の結果得られた事業者毎の平均的な乗数に基づき、標準断面を設定したうえで、その断面に基づき工事費を積算。	
2. 標準単価の算定 1) 初年度埋設工事費 事業者毎に積算した工事費を平均し、標準的な初年度埋設工事費を算出。 (引込管、連系管路を含む)	$\frac{65}{114} \text{ (千円/条・km)} \cdot \cdot \cdot (a)$
※同時整備における低減理由 舗装取り壊し、舗装材処分や舗装復旧等が不要。	
2) 再掘削工事費 通常整備と同等。	$114 \text{ (千円/条・km)} \cdot \cdot \cdot (b)$
3) 追加的設備に要する費用 通常整備と同等。	$158 \text{ (千円/条・km)} \cdot \cdot \cdot (c)$
4) 標準単価 初年度埋設工事費と再掘削工事費の和から追加的設備に要する費用を減ずることにより建設負担金の標準単価を算定。	$\frac{(a) + (b) - (c)}{21} \text{ (千円/条・km)}$



国 道 利 第 1 7 号
 国 道 国 防 第 1 5 1 号
 国 道 交 安 第 5 4 号
 平 成 2 6 年 1 1 月 1 3 日

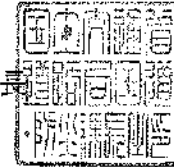
埼 玉 県 無 電 柱 化 担 当 部 長 殿

国 土 交 通 省 道 路 局

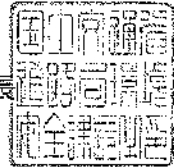
路 政 課 長



国 道 ・ 防 災 課 長



環 境 安 全 課 長



電 線 共 同 溝 整 備 完 了 箇 所 に お け る 無 電 柱 化 の 推 進 に つ い て

電線共同溝の整備については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づき、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とし、実施してきたところです。

今般、会計検査院の实地検査において無電柱化の効果を早期に発現させるように求められたところであり、電力・通信事業者等に対して電柱・電線を速やかに撤去するよう要請するとともにその進捗管理の徹底などに努めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（政令市を除く）あてにこの旨通知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
平成22年9月7日

北海道開発局建設部	道路計画課長補佐	殿
	地域事業管理官	殿
	道路維持課長補佐	殿
各地方整備局	道路計画（第一）課長	殿
	地域道路課長	殿
	道路管理課長	殿
	交通対策課長	殿
沖縄総合事務局開発建設部	道路建設課長	殿
	道路管理課長	殿

環境安全課 道路交通安全対策室
企画専門官 植田雅俊
国道・防災課 課長補佐 田村央
課長補佐 小山浩徳
国道・防災課 道路保全企画室
課長補佐 信太啓貴
環境安全課 課長補佐 渡邊良一

同時整備の対象事業について

標記については、「軒下・裏配線方式及び同時整備について」（平成22年2月24日付事務連絡）同時整備に係る補足事項3. により通知したところですが、その運用について別添の通り補足します。

貴管内地方公共団体に対しても周知方お願いします。

同時整備の空間的な取扱いについて

1. 用地買収を行う箇所（区間）で即地的に電線共同溝の整備が行われる場合
に限り、同時整備の対象事業とする。（今回の同時整備の親事業を目的とし
て過去に用地買収を行ったものも含む。）
2. 用地買収を行わない事業（現況道路幅員内での歩道整備等）は同時整備の
対象としない。
3. 同一事業箇所内に用地買収を行う箇所（区間）と行わない箇所（区間）が
混在する場合は、以下の考え方によることとする。

（1）横断方向に混在する場合

（上下線のうち片側車線側のみ用地買収を行う場合）

- ①用地買収を行う車線側で行う電線共同溝の整備は同時整備の対象事業
とする。
- ②用地買収を行わない車線側で行う電線共同溝の整備は同時整備の対象
としない。

（2）縦断方向に混在する場合

（用地買収を行う区間と行わない区間が混在する場合）

原則として、用地買収を行った区間は同時整備の対象事業とし、用地買
収を行っていない区間は同時整備の対象としない。

4. 上記1、2及び3に関わらず、土地区画整理事業等の面的整備事業の場合
は、原則として、地区内における道路の整備と一体的に行う電線共同溝整備
を、同時整備の対象とする。